

中世伊予の山方領主と河野氏権力

川 岡 勉
(日本史学研究室)

はじめに

伊予では、道後平野を見下ろす三坂峠が瀬戸内側と太平洋側の分水嶺であるように、海岸部の平野の背後まで四国山地の高峻な山々が迫っている。こうした地形的な特徴のために、山の世界と海の世界が交わる地域に、二つの世界の接点が生まれることになる。例えば中世の伊予郡から浮穴郡にかけての地域では、山岳勢力と海上勢力がともに活動の足跡を残している。

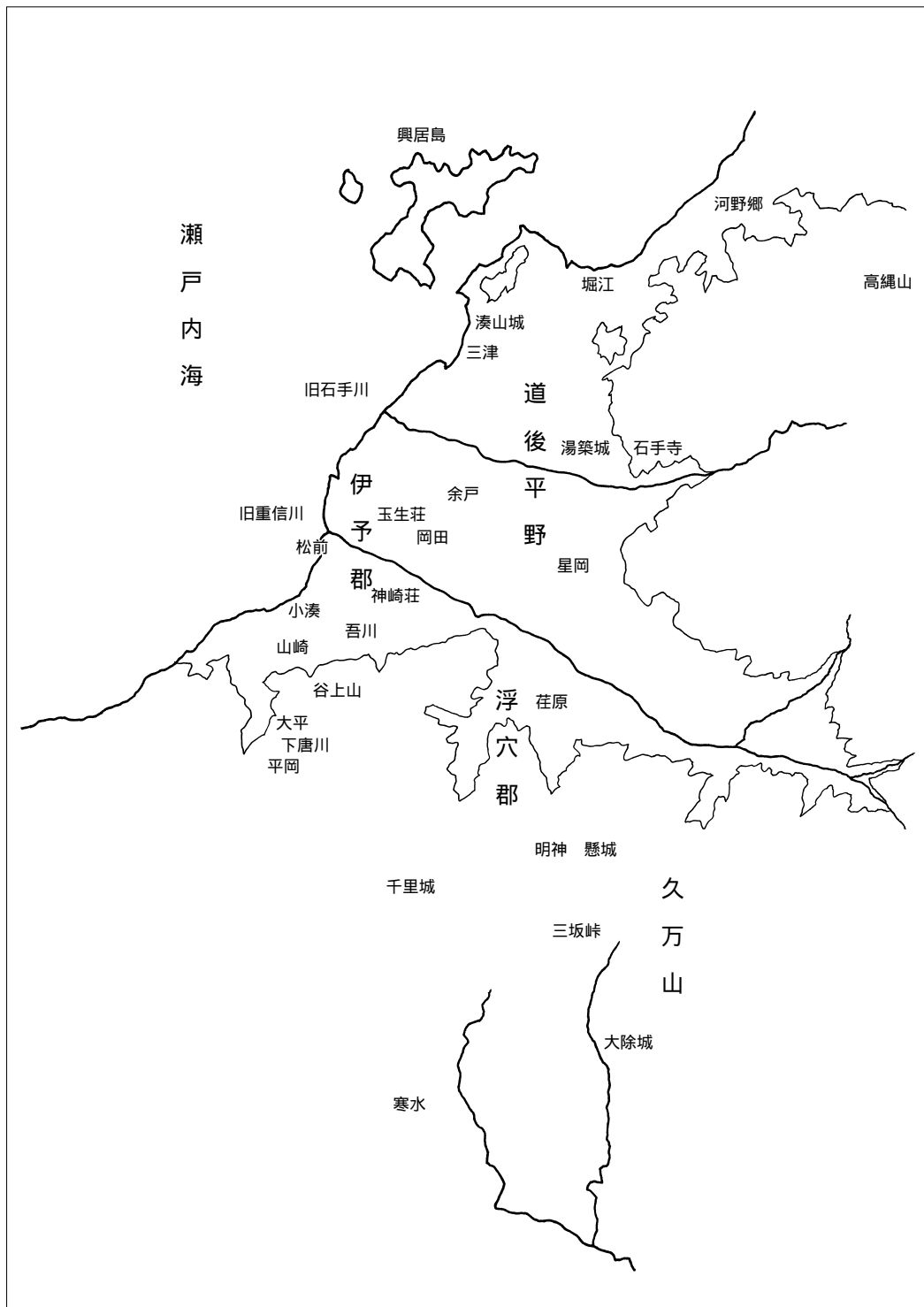
近年、山内謙氏を中心として中世瀬戸内海¹⁾の海賊衆・海上勢力の研究が深化し、多くの知見が得られつつある。村上氏(能島・来島・因島・忽那氏・二神氏などは、しばしば「島方」の領主と捉えられる存在であり、中世後期の瀬戸内海を舞台に強大な勢力をふるった。一方、同じ頃、道後平野の南部に位置する伊予郡や浮穴郡には、森山氏・大野氏など、背後の山々から平野部への進出をうかがう領主たちが存在した。彼ら「山方」の領主たちは、島方領主と同様、伊予国守護である河野氏に

対して一定の自立性を保持していた。³⁾分国支配の安定・強化をめざす河野氏にとって、山方領主と島方領主をいかに統制するかが大きな課題であったと考えられるのである。

中世伊予の島方領主に関する研究の進展に比して、山方領主に関する研究は立ち遅れている。やはり山内氏による、森山・土岐・和田・平岡氏などを対象とする先行研究が存在するものの、それは領主支配の様相を個別的に分析する段階にとどまっている。⁴⁾彼らの動きを把握するためには、山方勢力の総体を視野に入れながら、研究を進めていく必要があるように思われる。本稿では、山方領主の存在形態や勢力の変遷を探り、伊予の守護河野氏権力との関わりについて考察してみることにした。

一 山方領主の道後平野進出と細川氏

中世の伊予郡から浮穴郡にかけて、自立性の強い山方領主層が平野部に降りてくる動きが認められる。その代表的な存在が、森山氏と大野氏



道後平野周辺地図

である。

森山氏は、大洲市南部の森山周辺の出身であったとされ、勢力を拡大して伊予郡南部に進出してきたという。伊予市大平曾根にある石造五重塔（県指定史跡、高さ三三〇センチ）は、森山氏の供養塔と伝承され、建治二年（一二七六）の銘を有している。また、伊予市下唐川馬場には、森山氏の墓と伝えられる五輪塔や宝篋印塔も存在する。これらの伝承の真偽は定かでないが、中世後期の森山氏が伊予郡南部の大平曾根に本拠を構えて領主支配を行っていたことは事実であり、その城館（天神森城と森山館里城）は、道後平野から山間に入る街道をおさえる要地に立地している。⁵⁾

『予章記』によれば、正平年中、「宇和・山方」の大野・森山らが南朝に属して足利方と交戦したとされる。『予陽河野家譜』にも、「山方衆大野・森山・伊賀上」らが所々の足利方の城を落としたりと出てくる。永享十二年（一四四〇）には、森山氏は松前某の玉生荘所務職請文の口入人となっており、伊予郡北部の沿岸地域である松前から玉生荘にかけての一带も森山氏の勢力圏であったと考えられる。森山氏は、山岳部と平野部が交わる地域に拠点をすえながら、海岸部にも影響力を及ぼしている⁶⁾のである。

一方、大野氏は久万山の国人領主であり、土佐の守護細川氏と結びながら平野部に進出したとみられる。「大野系図」には、永徳二年（一三八二）に神崎荘北方三分二と余戸村・窪田村分領に知行を確保したことを示す史料が収録されている。⁷⁾ 嘉慶二年（一三八八）、余戸庄・吉原郷地頭職、松前浜が足利義満から伊予安国寺に寄進されたが、河野通之の遵行状においては、「余戸庄内大野・森山先知行分所領」と表現されている。大野氏や森山氏の所領が伊予郡北部の余戸周辺に存在したことは確実である。「大野系図」には、大野氏が心永二十五年（一四一八）に伊

予郡の岡田北に所領を獲得したことも見えている。¹⁰⁾

森山氏と大野氏はたびたび確執を繰り返している。「大野系図」は、永享二年（一四三〇）に大野氏が寒水にあった森山氏の当知行分を獲得した文書¹¹⁾を載せる。また、やはり永享年間の史料に、大野氏が森山氏との抗争停止を求める幕命に背いて寒水・立石に押し寄せたため、將軍足利義教はこれを罰して大野跡を森山氏に宛行つたことが見える。¹²⁾ 両氏の対立の主たる原因は、寒水付近の知行をめぐる争いであったとみられ、義教の命を受けて伊予国守護河野犬正（教通）が事態の収拾に当たっている。

注意されるのは、四国を勢力基盤とする大名細川氏も、伊予の山方勢力に強い影響力を保持していたと思われることである。文安六年（一四四九）頃、細川勝元が大野宮内少輔に書状を送り、森山兵庫助との和睦と河野通春への合力を求めている。¹³⁾ この時期、通春と河野教通・宇都宮遠江守との抗争が起きており、細川氏は大野・森山両氏とともに通春方に立たせようとしていたのである。

ここからも分かるように、大野氏や森山氏と細川氏との結びつきは、河野氏の内紛と密接に関連していた。通春を支持する細川氏は、山方領主たちを味方につけるために、彼ら同士の確執を抑止しようとしていたのである。これに対して、通春に敵対する教通側も彼ら山方勢力を味方につけようと画策を行なっている。宝徳三年（一四五二）頃、重見通実¹⁴⁾は、以前に通春に隨身すべきとの上意が出されていたため、今回の幕命に従うのが遅れたことを詫言した上で、宇和郡・喜多郡の領主や大野・森山両氏と談合して幕命に従い教通方に立つことを誓っている。実際、重見・森山氏らの与力の請文が上使の小早川安芸守・杉原伯耆守に提出されたようである。¹⁵⁾ しかし、翌年十月に幕府軍が森山館里城に攻め寄せ、天神森合戦が行なわれていることからすれば、山方領主たちは基本的に

細川氏 河野通春方で活動していたとみられる。⁽¹⁶⁾

宇和郡の西園寺氏の内紛を将軍が京都で和睦させたとき、「伊予住人」の宇都宮氏と森山氏が立会っていたことが知られるように、森山氏などは京都に上つて活動する場合もあつた。⁽¹⁷⁾このことから森山氏を奉公衆に準じる存在とする見方があるのに対して、山内謙氏はむしろ森山氏と細川氏の間には被官関係があつたため、森山氏は細川氏の指示に従つて行動していたのではないかと推測している。⁽¹⁸⁾しかし、注意すべきなのは、細川氏と山方領主たちの関わりは決して個別的な関係に還元できるものではなくつたとみられることである。

ここまで述べてきたように、大野・森山・重見氏らは、互いに確執する場面を見せながら、談合を行なつて共同歩調をとるケースも少なくなくあつた。山方領主層は、幕府や細川氏、河野氏などから一体的な存在とみなされていたのである。このようなあり方からすれば、彼らは個別に細川氏と被官関係で結びついていたということがあつたとしても、山方領主としての自立性・主体性を共通基盤としながら、守護河野氏に対抗するため、背後の土佐から勢力浸透を図る細川方との関係を深めていくとみるべきではないだろうか。

大野氏の場合、既に応安五年（一三七二）に細川頼有感状が発給されているように、細川氏との関係は南北朝期にさかのぼる。⁽²⁰⁾当時は細川氏が伊予国守護職を確保していた時期で、永和元年（一三七五）には頼有から關所地が預け置かれるということもあつた。⁽²¹⁾南北朝期の末、細川氏は東予二郡を除いて分国支配権を失う。しかし、その後も細川氏の山方領主たちに対する影響力は消滅してはいない。応永年間、土佐で佐川氏の反乱が起きたとき、細川氏は大野・富永氏らの伊予勢に出兵を要請した。細川満元は大野氏に対して、「国境之事にて候得者、憑入候、無等閑候者悦入候」と述べるとともに、喜多郡の宇都宮方への働きかけも期

待している。⁽²²⁾

宝徳年間には、幕府が大野氏に対して、土佐国高岡郡の津野氏を退治するため土佐守護代と共に活動するよう命じている。⁽²³⁾細川氏の意をうけた大平元国は、津野境目までの軍勢出動を大野氏に要請するのである。⁽²⁴⁾このとき大野宮内少輔は自ら土佐に進攻し、これを謝した細川勝元書状が同人に宛てて発給された。⁽²⁵⁾細川持賢も土佐の弘岡合戦での粉骨をねぎらう書状を同人に送付している。⁽²⁶⁾

このように、管領家として幕政に大きな発言力をもち、同時に土佐国守護でもあつた細川氏は、幕府をバツクに伊予の山方領主に働きかけ彼らの軍事行動を引き出している。大野氏の本拠地である久万山地域は分水嶺の位置からすれば土佐側に通じており、隣国の有力守護である細川氏の影響力が国境を越えてこの地域に広がっていたのである。以上のことから、伊予の山方領主と細川氏の緊密な関係は、細川氏の隣国守護としての立場によるところが大きかつたと考えることができよう。

一般に、守護の権限が及ぶのが国の範囲内にとどまるのは言うまでもない。しかし、例外的に守護の権限が隣国に及ぶ事例が認められないわけではない。例えば、明徳三年（一三九二）、周防国守護大内氏は「雖他国事候」と述べながら、安芸の毛利氏の安堵申請を幕府に取り次いでいる。⁽²⁷⁾また、石見にも強い影響力をもつ大内氏は、正長二年（一四二九）に守護山名氏をさしおいて石見国人の紛争調停に乗り出している。⁽²⁸⁾永享三年（一四三一）七月二十八日、大内氏の有力内衆であつた内藤智得は、石見の益田氏に対して父親の討死を賞する將軍義教の御内書を伝達しているが、当時の石見国守護も大内氏でなく山名氏であつたはずである。

永享四年（一四三二）には、備後国守護山名時熙が守護代犬橋氏を安芸との国境に派遣し、芸州勢の軍勢催促を行なわせようとした事例もあ

る。⁽³⁰⁾これは、九州で大内氏と大友氏の争いが起きており、両氏の争いは上意によるものでなく私儀によるものである以上、上意による軍勢動員は避けたいと考えた幕府が、「隣国事間、山名定可有才学歟」として山名氏の意見を求め、⁽³¹⁾「山名私儀」・「山名内々儀」による安芸・石見勢動員を企図したものであった。

本稿で述べてきた土佐細川氏の伊予勢動員についても、隣国守護の論理を当てはめることが可能であろう。伊予から土佐にかけての山岳部は山方領主たちが自立的な勢力を確保していた地域であり、彼らは伊予の守護河野氏に強く結びつけられていたわけではない。もちろん伊予国内の紛争であれば河野氏の国成敗権が及ぶことになるが、⁽³²⁾土佐国内の合戦について隣国守護細川氏による動員がかけられる地域でもあったのである。こうした両属的地域にあって、彼らは河野氏に対抗するため細川氏との関係を深めていくのであり、細川氏との結びつきの理由を被官関係に求めるだけでは、彼らの主体的な動きを十分に把握することはできないように思われる。

二 寛正伊予の乱と山方勢力

応永年間から始まる河野氏の分裂・抗争の背後には、幕政の中核にいた細川氏の影が見え隠れする。河野氏惣領家と対立する庶子家（予州家）の当主河野通之・通元の名乗りは、いずれも細川氏の偏諱であり、四国でただ一つ細川一門の分国でなかった伊予に対して、細川氏は予州家を通じて影響力を及ぼそうとしていたのである。内戦が教通と通春の争いに引き継がれて以後も、細川勝元は予州家の通春を支持する態度を示しつつけた。

嘉吉の乱で將軍義教が殺害された後、後継の第七代・第八代將軍がい

ずれも幼少であったために、將軍家の上意が事実上不在という状況がしばらく続いた。幕政の実権は、両管領家、すなわち畠山氏と細川氏が掌握するのである。この時期、畠山持国と細川勝元が交互に管領に就任するたびに、河野氏の内戦への幕府の対応に変化が認められる。畠山氏の管領期には教通合力を命じた幕府御教書が出されるのに対して、細川氏の管領期には通春合力が命じられるのである。將軍の上意がもはや決定的な力をもちえなくなる中で、諸大名間の系列化が進行し、分国支配を維持するために大名同士の間、同盟関係に依拠する度合いが強まる。⁽³³⁾河野氏の内戦は、幕政の主導権をめぐる有力大名間の対立構造と密接に連動して展開していくことになるのである。

『康富記』享徳二年（一四五三）五月三十日条に、「近日不向上意、管領以我成敗被書出奉書・御教書事等、及度々」と記され、「伊予国守護職事、不向上意被改補教書」などの具体例が示されている。管領細川勝元が將軍の上意を無視して勝手に伊予国守護職を改補したというのである。その半月前には、勝元は通春帰国への尽力を賞した幕府御教書を因島村上氏に発しているから、⁽³⁴⁾勝元が通春を守護に補任したことを指しているであろう。これに対して、上意を無視された將軍義政が反発し、「至成敗儀者、一往可被経公方」と命じたために、勝元は管領辞職を申し出たという。

康正元年（一四五五）の末になると、伊予国守護職を管領細川勝元が獲得したことが判明する。⁽³⁵⁾前年、ライバル関係にあった畠山氏が分裂し、この年三月には畠山持国が没するという事態に乗じて、勝元は伊予の守護職を強引に奪取したのである。伊予国守護職が「教通跡」と表現されていることからみると、さきの通春の守護職は正式に認められていなかったであろう。河野氏の分裂・抗争は、結局、予州家を通じて影響力を拡大させた細川氏による伊予分国化に道を開いてしまったのであ

る。こうして細川氏は、念願の全四国の分国化という野望を達成するに至った。

細川氏に守護職を奪われた河野教通は、国内の戦鬪で敗戦続きであったようである。『予陽河野家譜』によれば、教通は長禄元年（一四五七）に急病に罹り、弟通春を養子として家督を継がせたとされる。しかし、その通春も早世したと伝えられる。教通は同四年十二月の申状によって、河野氏歴代の功績を書き連ねた上で、「近年儀、不慮之至候也」と述べ、元通り守護職と恩賞地の回復を求めている。教通にとって大きな打撃は、この年、畠山義就が室町幕府 守護体制から脱落したことである。これに伴い、河野氏惣領家は有力な庇護者を失い、新たな庇護者を模索せざるをえなかった。

一方、予州家の通春は国内に影響力を強めるとともに、長禄三年十二月に足利義持仏事銭を負担するなど、幕府 守護体制の中に一定の地歩を築いた。石野弥栄氏や山内謙氏は、ここから通春が伊予国守護職を得ていた可能性が高いとしている⁽³⁶⁾。しかし、康正元年の細川勝元が守護職を拝領したとする記事からすれば、伊予国守護はやはり細川氏であった、通春はその代官的立場で活動していたとみるべきではないだろうか。それは、以下に述べる寛正年間の戦乱のいきさつからも導き出されるように思われる。

寛正五年（一四六四）六月二十六日、久万山出雲入道跡を大野氏に宛行った重見通熙・森山範直・重見元康連署状が発給されている⁽³⁷⁾。翌七月四日には、森山範直が寒水西方の知行権を大野氏に手離したことが判明する⁽³⁸⁾。こうして、大野・森山・重見氏の協力態勢が固められていく中で、彼ら山方領主たちが河野氏に反乱を起こして細川勢を国内に引き入れるという事件が起きる。

『築山本河野家譜』によれば、寛正四年（一四六三）に重見・森山・

南・得能・和田氏ら数十人が一揆して阿波・讃岐・土佐の細川勢を伊予に引き入れたとされる。この時、惣領家の教通は在京していたため、予州家の通春は教通の弟通生と講和を結び、通春は湊山に楯籠り、通生は恵良城に拠って細川勢に対抗したという。同六年二月十六日付の通春・通生連署寄進状が善応寺に残されていることから、両家の講和は事実であったとみてよい。

寛正六年六月二十五日、吉川・小早川・得屋・出羽氏ら安芸・石見の国人たちに対して管領畠山政長の奉書（室町幕府御教書）が発せられ、通春退治のため「申請」の旨に任せて細川勝元代に合力して忠節を尽くすことが命じられた。また、翌二十六日付の勝元書状では、御教書の旨に任せて通春退治に合力することが毛利・出羽氏らに要請されている。

河野伊豫守通春退治事、早任被申請之旨、合力細川右京大夫代、可被致忠節之由、所被仰下也、仍執達如件、

寛正六年六月廿五日

畠山政長也

尾張守（花押）

吉川次郎三郎殿

河野伊豫守通春對治事、任御教書之旨、不日預合力候者本望候、恐々謹言、

六月廿六日

勝元（花押）

毛利少輔三郎殿

注目されるのは、これらの文書ではいずれも通春の退治が述べられており、惣領教通のことは何ら問題になっていないことである。当時、教通は在京して幕府に守護職回復を歎願していたとみられ、この時期、伊予国内は事実上通春方が制圧していた。ところが、その通春が細川氏に

敵対する姿勢に転じたことが、戦乱の発端であったとみられる。⁽⁴⁴⁾幕府に通春退治を「申請」した主体は細川勝元であったとみて間違いあるまい。

勝元が大野氏に宛てた書状には、「通春不儀既露頭候上八加退治候」とあり、大野・森山・重見氏ら山方領主たちが一味して尽力したことを賞している。⁽⁴⁵⁾また、同じく勝元が毛利氏に宛てた書状には、「伊予国事、依有由緒、代々被成下 御判候之處、河野通春不儀既現形之上者、申付別人候、仍及弓矢候」と記されている。⁽⁴⁶⁾勝元に対する通春の不儀が露頭し、通春に代えて別人に申し付けたことにより、戦乱が生じたというのである。別人に申し付けた主体は勝元であるから、勝元こそが伊予国守護職を握っていたとみてよからう。勝元は自らの守護支配に背いた通春を退治するために、細川氏に合力することを命じる幕府御教書を引き出したのである。したがって、通春は守護でなく、勝元の守護代であったと考えられる。細川勝元は、大野・森山・重見氏ら山方勢力と結んで通春を排除し、細川勢による伊予の直接支配に踏み切ったのであろう。

室町幕府御教書が出されたことで、上意により動員された軍兵が通春退治に向かった。ところがこの時、上意に背いて通春に加勢したのが周防の大内氏である。『築山本河野家譜』に大内教弘と河野氏は「親昵之好」ありと記されているから、両者は婚姻関係などにより結ばれていた可能性がある。いずれにしても、細川氏が主導する幕府に背いたことにより、大内氏は室町幕府 守護体制から離脱する姿勢を明らかにした。ところが、伊予の興居島まで進出した大内教弘は、九月三日にこの島で病死してしまう。しかし、その子政弘は河野氏を支援する態度を崩すことはなく、湯築城をおさえていた土佐の将新開氏を攻め滅ぼした。細川勢を引き入れた伊予の反乱軍も大内勢の前に敗退し、森山氏が道前に走ったのち殺害され、南・得能氏も湯月禅城寺にて生害、重見飛騨守

も湊山で生害したという。

このとき大内政弘が家臣の内藤弘矩に宛てた感状によれば、九月十六日に「井付合戦」が繰り広げられたことが分かる。⁽⁴⁷⁾これは湯築城を舞台とする合戦を指すものであろう。伊予の反乱軍の中心であった森山・重見・大野氏らは、河野氏に対して自立性をもつ山方領主たちであり、彼らは土佐方面から細川勢を国内に引き入れたものとみられる。湯築城で討死したのが「土州守護代新開遠江守」であったことも、⁽⁴⁸⁾土佐勢の進攻を裏付けている。

一方、大内氏が伊予に渡海する上で、伊予の島方領主たちとの提携が想定される。大内教弘が病死した興居島は、通春の拠る湊山城の沖合いに浮かぶ島で、海上から道後平野をにらむ戦略的要地である。大内勢は興居島から湊山城の河野通春の救援を図る一方、兵を粟井坂付近に上陸させ、山伝いに湯築城を攻撃したという。興居島は忽那七島の一つに数えられ、中世には忽那一族の勢力圏であった。この時期、忽那氏は河野氏惣領家の通生に通じていた模様で、大内氏による細川勢の撃退は忽那氏の活動に支えられていた可能性がある。⁽⁴⁹⁾

このように、応永年間以来の河野氏の内紛は、十五世紀半ばに至って細川氏と大内氏という二大勢力を国内に引き入れる結果を招き、伊予は両勢力が激しくぶつかりあう舞台と化した。そして、寛正年間の伊予の戦乱における大内氏の幕府 守護体制からの離脱は、⁽⁵⁰⁾まもなく勃発する応仁の乱に際し、細川氏率いる東軍に対抗する西軍の側に大内氏を登場させることにもつながっていく。それゆえ、寛正伊予の乱は伊予国内の地域紛争にとどまらない、歴史的な意味を帯びることになったといえよう。

三 平岡氏の台頭と河野氏権力

細川勢と結んだ大野・森山・重見氏らの敗退は、彼らの勢力圏内への河野氏の影響力を浸透させたと考えられる。既に文安元年（一四四四）に河野教通が忽那氏に山崎・小湊・松前を宛行っており、河野氏惣領家が島方領主である忽那氏の権益を伊予郡に認めていたことが知られる。⁵³ 文明六年（一四七四）には、同じく島方領主で能島村上氏の家臣島氏が河野教通（通直）から伊予郡の吾川を宛行われている。また、同じ年に河野通直は伊予郡の谷上山宝珠寺に安堵状を発給し、延徳二年（一四九〇）には伊予郡玉生荘の年貢納入も河野氏が請負っていたことが確認できる。⁵⁴ 十五世紀後半以後、伊予郡に対して河野氏の支配権が強められていくとみられるのである。

森山氏を細川被官と捉える山内謙氏は、細川氏の衰退が伊予における旧細川被官たちの河野氏への従属を惹起したと解している。⁵⁵ しかし、彼らが河野氏権力に包摂される根本原因は、細川氏の衰退というよりも、幕府が地方支配権を放棄する中で国成敗権が守護のもとに一元的に集約され始めたことによるとみることができよう。⁵⁶ そして、こうした守護権力の肥大化という全国的に認められる現象が、各地域においてどのような形で展開するかを、それぞれの具体的な地域社会状況に即して読み解いていくことが必要だと思われる。

応仁・文明期の伊予国守護職の所在ははっきりしないが、西幕府が補任したのは河野通春であったと考えて間違いない。これに対し東幕府の側は通春に対抗する河野教通を登用したとみられ、細川勝元死後の文明五年（一四七三）十一月に、教通（通直）は將軍義政から伊予国守護職に補任されている。⁵⁷ こうした中であっても、山方領主たちの自立性

は失われていなかったらしく、通直方と通春方の双方から彼らに対する働きかけがなされた模様である。⁵⁸

一方、細川氏の伊予への介入は引き続き認められ、とりわけ山方勢力に対する細川氏の影響力はなお存続した。年末詳八月二十八日付の細川政元書状によれば、浮穴郡の荏原・久万山に対する「平岡競望」を退けるよう政元が河野通直に申し遣わし、大野氏にも協力を求めたことが知られる。⁵⁹ 五月十七日付の政元書状でも、久万山の明神葛懸城の合戦における大野氏の軍功を賞し、宇都宮・森山両氏と相談して平岡氏を退けるように求めている。⁶⁰ 一方、土岐成頼が大野氏に対して荏原・久万山に関する合力を要請し、あわせて土佐・讃岐の細川勢の合力に言及した史料も存在する。⁶¹ 土岐氏が「守護使不入之地」として確保していた、荏原郷西方・久万山内青河等地頭職の権益に関わるものである。⁶²

これらの史料から浮かび上がるのは、平岡氏が荏原・久万山地域に進出して土岐氏の権益を脅かすようになったため、細川政元は土岐氏を支援して大野・宇都宮・森山氏らに平岡退治への協力を求めたという構図である。細川氏は平岡氏の勢力伸長を抑制することで、伊予の山方勢力に対する影響力を確保しようとしていたと考えられる。⁶³

ここで焦点となっている平岡氏は、この頃から急速に台頭してくる一族である。平岡氏の出自に関して確かなことを述べるのは難しいが、伊予郡の南部で、浮穴郡との境にも近い高台に存在している平岡集落との関連が想定される。この集落は伊予郡の平野部を見下ろす地点に位置し、ここからは森山氏の本拠地である大平地域を眼下に望むことができ。平岡氏はこの辺りから出て、伊予郡・浮穴郡一帯に勢力を伸ばしていったのではないだろうか。

応仁の頃、平岡房近・房景が忽那氏に書状を送って提携をはかった史料が存在する。⁶⁴ また、文明頃には、平岡房世が二神氏に対して二神島公

事に関するとりなしを行なっている。⁶⁵⁾平岡氏は、山岳部と平野部が交わる地域に拠点をすえながら、忽那・二神氏ら海上勢力とも接点をもつ領主として成長していったとみられる。文明十三年の石手寺棟札からは、石手寺本堂以下の再興にあたって、「平岡殿」が五本の材木を提供したことを知ることができる。⁶⁶⁾他の国衆と比べて本数の多さが目立つことから、平岡氏の実力の大きさがうかがわれるところである。

なお、この時の石手寺再興の作事において守護河野教通が大檀那を務めていることからすれば、平岡氏と河野氏惣領家の関係の深まりをみることもできる。とはいえ、この時期には平岡氏と河野氏の間にはいまだ安定的なものだったとは言いがたい。『築山本河野家譜』によれば、枚(平)岡下総守は河野通宣に背いて施里(千里)城に楯籠もり、河野氏庶流(予州家)の通篤に通じる動きを見せたという。

しかし、予州家が衰退する十六世紀前半には、平岡氏は河野氏惣領家の権力内部に組み込まれていったと思われる。永正八年(一五一一)、自立化をはかる宇和・山方衆を抑えるため、平岡次郎や八倉・仙波・出淵・得能氏らが攻撃をかけたとされる。⁶⁷⁾実際、土岐氏や森山氏の姿は史料上から次第に見当たらなくなる。彼らは平岡氏の急成長の前に駆逐されていったのではないだろうか。⁶⁸⁾その後、天文十五年(一五四六)の史料には、星岡雲門庵の訴えを披露する河野氏の側近に平岡尾張守なる人物が認められる。また、永禄年間には河野氏の有力内衆として平岡房実が活動し始めており、房実の子息たちは河野氏の偏諱である「通」字を拝領して通資・通倚と名乗るようになる。

宮尾克彦氏は、喜多郡の津々喜谷氏の女が平岡房実の室となり、房実の子息が津々喜谷氏の養子となるなど、天文頃から平岡氏を通じて河野氏の影響力が喜多郡に及んでいくことを指摘している。⁶⁹⁾また、浮穴郡久万の大野氏の場合も、大野利直の時期まではたびたび河野氏と抗争を繰

り返していたのが、利直は平岡房実の女と婚姻関係を結んだようであり、そのため子息直昌の時期には河野氏の家臣団の中に組み込まれていくことになる。さらに、房実の三男直房の妻は出淵氏の女であったとされ、平岡氏は浮穴郡の出淵氏とも婚姻関係があったことがうかがわれる。⁷⁰⁾

一方、「屋代島村上家文書」の系図によれば、村上義忠の室は平岡左近将監の女で、二人の間に生まれたのが村上武吉である。さらに武吉の次男景親の室は平岡通倚の妹であったとされる。平岡氏は代表的な島方領主である能島村上氏とも婚姻を通じて強く結びついていたのである。⁷¹⁾

以上のことからみて、戦国期の河野氏が山方領主・島方領主たちのもつ自立性を抑圧して彼らを権力内部に包摂していく上で、平岡氏の果たした役割は極めて大きかったと考えられる。平岡氏は河野氏権力の一翼を担いながら、山方・島方の領主たちの統制・組織化に尽力していくことになる。こうして、戦国期の伊予では国内領主層が守護河野氏権力のもとに結集することによって地域支配秩序の安定が図られたと思われるのである。

おわりに

本稿では、山方領主たちの動きに目を向けながら、細川氏や河野氏などの守護権力との関わりを跡づけてきた。従来の研究においては、山方勢力の主体性が十分に評価されてきたようには思えない。しかし、山方勢力の自立的で主体的な共同行動を基礎にすえてこそ、彼らの行動パターンが正当に読み解かれるのではあるまいか。伊予郡から浮穴郡にかけての山岳部は、歴史的にみて土佐との関係が強い地域であり、森山・大野・重見氏などの山方領主たちは守護河野氏に対抗するため、背後の土佐から勢力浸透を図る細川氏に絶えず結びつく動きをみせていたのであ

る。
 こうした山方領主たちを統制・組織化する上で重要な役割を担ったのが、伊予郡南部から出た平岡氏であった。平岡氏は森山氏や土岐氏の支配領域に食い込む形で急成長を遂げ、河野氏による守護支配の強化に貢献した。とくに永禄年間の平岡房実以降、河野氏権力の中核に進出していくのである。

晩年の河野氏権力を支えた家臣として、来島氏と平岡氏の名を挙げることが出来る。島方勢力の代表格である来島氏と山方勢力の代表格である平岡氏に支えられることにより、河野氏の守護支配が維持されたのである。そして、永禄十年（一五六七）に来島通康が死去して来島氏の勢威が衰えると、平岡氏の占める比重は一層大きなものになった。毛利氏・大友氏・長宗我部氏など近隣大名の影響が伊予に強く及んでくる時代状況の中にあつて、平岡氏の動静は最終盤の河野氏権力のあり方を決定的に左右するものであつたと考えられるのである。

注

- (1) 山内讓『海賊と海城』（平凡社、一九九七年）、山内讓『中世瀬戸内海地域史の研究』（法政大学出版局、一九九八年）など。
- (2) 『予陽河野家譜』などには、伊予の海上勢力を指す「島方」という呼称が散見される。一方、文書史料をみると、「道前・道後・島表」（年末詳正月十五日長宗我部元親書状、『愛媛県史資料編 古代・中世』二四〇六号、以下『県史』二四〇六と略記する）などと表現されて、島嶼部が道前・道後地域と並記される事例がある。また、「河野弾正少弼通直御下之衆少々記焉」（『南行雜録』所収）には、「島衆」として村上・忽那・今岡・岩城・東氏などの名前が記され、「下島衆」として忽那・矢野・寺町氏などの名が見える。

- (3) 「山方」という呼称も、『予陽河野家譜』などに見えている。
- (4) 山内讓『中世伊予の領主と城郭』（青葉図書、一九八九年）、山内讓『伊予の地域史を歩く』（青葉図書、二〇〇〇年）。
- (5) 山内前掲『中世伊予の領主と城郭』。
- (6) 永享十二・九・三松前某所務職請文（『県史』一二六六）。
- (7) 永徳二・七・十七俊通奉書（『県史』一〇三九）。
- (8) 嘉慶二・二・廿八足利義満寄進状写（『県史』一〇六五）。
- (9) 応永四・十・十八河野通之遵行状（『県史』一一〇四）。
- (10) 応永廿五・九・廿三某宛行状（『県史』一一九六）。
- (11) 永享二・正・十一某宛行状（『県史』一二三三）。
- (12) 十二・五足利義満御内書写（『県史』一二四五）。
- (13) 〔文安六〕・三・廿六細川勝元書状（『県史』一二九五）、文安六・三・卅室町幕府御教書（『県史』一二九六）。なお、大野繁直は森山繁範の烏帽子子であり、次の宮内少輔通繁は河野通春の烏帽子子であつたとされる（伊予史談会文庫蔵「大野系図」）。
- (14) 〔宝徳三〕・八・十九重見通実書状写（『県史』一三三四）。
- (15) 〔宝徳三〕・六某書状案写（『県史』一三〇七）。
- (16) 享徳元・十・廿六室町幕府奉行人連蕃奉書（『県史』一三三〇・一三三一）。
- (17) 〔公名公記〕永享十年十一月十六日条（『後鑑』巻百六十）。『康富記』嘉吉三年五月十四日条にも、「伊予國人森山」が中原康富を訪問したことが見えている。
- (18) 石野弥栄「守護と国人」（『愛媛県史 古代Ⅱ・中世』一九八四年）。
- (19) 山内前掲『中世伊予の領主と城郭』。
- (20) 応安五・十一・十三細川頼有感状（『県史』九四六）、卯・十三細川頼有書状（『県史』九四七）、永和二・十二・廿六細川頼之感状（『県史』九五五）。
- (21) 永和元・十一・廿一細川頼有預状（『県史』九八一）。
- (22) 八・七細川満元書状（『県史』一一九七）、十一・十二細川満元書状（『県史』一一九八）。
- (23) 宝徳三・十・廿三室町幕府御教書（『県史』一三二八）。
- (24) 卯・十八大平元国書状（『県史』一三一九）。

- (25) 五・廿七細川勝元書状(『県史』一三三二)。
- (26) 七・二細川道賢書状(『県史』一三三三)。
- (27) (明德三)・八・三大内義弘筆状(『毛利家文書』一三三六)。
- (28) 『満濟准后日記』正長二年六月二十七日条。
- (29) (永享三)・七・廿八内藤智得書状(『益田家文書』一一五)。
- (30) 『満濟准后日記』永享四年十月十日条。
- (31) 『満濟准后日記』永享四年三月九日条。
- (32) 享徳元年十一月二十五日室町幕府奉行人奉書によれば、大野宮内少輔は守護河野教通に属して桐河城を攻略したことが知られる(狩野亨吉氏蒐集文書)、『室町幕府文書集成 奉行奉書篇』三八九号)。
- (33) 川岡勉『室町幕府と守護権力』(吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (34) 享徳二・五・十五室町幕府御教書(『県史』一三三五)。
- (35) 『齋藤基恒日記』康正元年十二月二十九日条。
- (36) 長祿四・十二河野教通申状(『県史』一三六九)。
- (37) 『蔭涼軒日録』長祿三年十二月十八日・二十三日条。
- (38) 石野弥栄「守護大名河野氏と応仁の乱」(『国史学』九五、一九七五年)、山内謙「教通と通春 伊予河野氏と応仁の乱(上)」(『伊予史談』二八二、一九九一年)。
- (39) 寛正五・六・廿六重見通熙・森山範直・重見元康連署宛行状(『県史』一三九三)。
- (40) 寛正五・七・四森山範直放状(『県史』一三九四)。
- (41) 寛正六・二・十六河野通春・同通生連署寄進状(『県史』一四〇二)。
- (42) 寛正六・六・廿五室町幕府御教書(『県史』一四〇六)。
- (43) (寛正六)・六・廿六細川勝元書状(『県史』一四一一)。
- (44) 『長祿寛正記』は、寛正五年十一月の記事として、伊予国住人河野通春と細川殿家来が合戦に及んだため、幕府は細川方に合力すべきことを命じたとしている。
- (45) (寛正六)・八・廿五細川勝元書状(『県史』一四一六)。
- (46) (寛正六)・九・廿七細川勝元書状(『県史』一四一九)。
- (47) (寛正六)・九・十七大内政弘感状(『県史』一四一八)。
- (48) (寛正六)・十・十細川勝元書状(『県史』一四二二)。
- (49) (翌文正元年(一四六六)、忽那氏は恵良城に在城して河野教通より感状を

中世伊予の山方領主と河野氏権力

- 賜わったようであり、山内治朋氏は忽那氏が細川方と交戦した可能性を指摘している(山内治朋「南北朝・室町期忽那氏の守護河野氏従属について」『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』八、二〇〇三年)。なお、同じ島方領主でも二神氏は細川方に立つたとみられ、寛正六年九月六日に道後で討死した二神種の功を賞する細川勝元感状が出されたという(伊予史談会文庫蔵「二神系図」)。
- (50) 幕府は細川氏から費用を出させて伊予に使節を派遣しようとしており、大内氏の離反をくい止めるため、ぎりぎりまで努力をしていたことが分かる(『蔭涼軒日録』寛正六年九月十八日条)。しかし、十月二十六日になると大内政弘の治罰を命じた幕府御教書が発給されるに至っている(寛正六・十・廿六室町幕府御教書、『石見内田家文書』)。なお、大内氏が上意に背いてまで河野氏に合力した理由については、河野氏との緊密な関係、伊予の分国化に成功した細川氏との利害の対立、細川氏主導の幕政運営への反発などが考えられ、とくにこの反乱が起きる直前まで大内教弘は幕府から家督を停止ないし剥奪されていたとみられることが関係している可能性が高い(和田秀作「大内武治及びその関係史料」、『山口県文書館研究紀要』三七、二〇〇三年)。
- (51) 文安元・五・十九河野教通宛行状(『県史』一二七七)。
- (52) 文明六・十一・十六河野通直宛行状案(『県史』一四八三)。
- (53) 文明六・正・廿一河野通直安堵状(『県史』一四七一)。
- (54) 延徳二・八清水八幡宮寺社僧神人等申状(『県史』一五四一)。
- (55) 山内前掲『中世伊予の領主と城郭』。
- (56) 川岡前掲『室町幕府と守護権力』。
- (57) 文明五・十一・廿二足利義政御教書(『県史』一四七〇)。
- (58) 応仁元年九月六日、河野通直の弟通生は寒川山の知行を認める宛行状を大野氏に発給している(『県史』一四二九)。一方、通生は通春方の大野・森山兵庫・重見近江守と戦ってこれを破ったともされ(『築山本河野家譜』)。それを示す通直感状も残されている(『県史』一四七三)。応仁三年五月四日の斯波義廉奉書は、河野通秋・通生らの誅罰を大野宮内少輔に命じたものであり、大野氏が西軍の通春方であったことをうかがわせる(『県史』一四四九)。
- (59) 八・廿八細川政元書状(『県史』一四九〇)。

- (60) 五・十七細川政元書状(『県史』一四八九)。
 (61) 七・廿土岐成頼書状(『県史』一四九二)。
 (62) 文明四・十一・廿二足利義政袖判御教書(『県史』一四六七)。伊予の土岐氏については、山内前掲『伊予の地域史を歩く』を参照。山内氏は、久万山内青河が現在の美川村大川であった可能性を指摘している。
 (63) 『大乘院寺社雜事記』文明九年分の末尾には、「伊予国 細川」と記されており、伊予の守護が細川氏であるという認識が存在していたことが知られる。
 (64) (応仁二)正・廿五平岡房景・同房近連署書状(『県史』一四三四)。
 (65) 十・九平岡房世書状(『県史』一五三一)。
 (66) 文明十三・五・廿石手寺棟札(『県史』一四九六)。
 (67) 『予陽河野家譜』。
 (68) 山内讓氏は、戦国期の森山氏は河野氏に被官化したものとみている(山内前掲『中世伊予の領主と城郭』)。また土岐氏についても、河野氏外様の家臣団に組み込まれたのち、戦国末期に浮穴郡から野間郡に移ったとしている(山内前掲『伊予の地域史を歩く』)。しかし、十六世紀に入ると、平岡氏の勢威を前にして、森山・土岐両氏が甚だ影の薄い存在になることは否めない。
 (69) 七・廿七如意庵文書案(『県史』一七五四)。平岡尾張守は、平岡上野守とともに、「河野弾正少弼通直御下之衆少々記焉」(前掲)にもその名が見えている。
 (70) 宮尾克彦「鳥坂城合戦考 永禄年間の伊予における戦国諸勢力の展開について」(『文化愛媛』三五、一九九四年)。
 (71) 伊予史談会文庫蔵「大野系図」。
 (72) 『秋藩譜録』所収「平岡系図」。
 (73) 得能弘一「戦国期における海賊衆能島村上氏の動向 河野氏との関係を中心として」(『政治経済史学』三八三、一九九八年)。
 (74) 近世には久万山地域は松山藩領となり、土佐街道の宿場町である久万町村に代官所が置かれたが、代官は常駐せず在地の独立的な面が強かったと思われる。三坂峠に源を発する久万川が太平洋側に向かって南流することからみても土佐との関係は深く、土佐藩の農民たちが国境を越えて久万山に逃散してくるという事件が何度か起きている。